

**—PiTaPaで、1ヶ月間の利用回数に関わらず定額でご利用いただけます—
PiTaPa登録型割引サービスの開始について**

阪神バス株式会社（本社：尼崎市大庄川田町、社長：福浦秀哉）では、ご利用額に応じて運賃を割り引くPiTaPa利用額割引サービスを提供しておりますが、2016年3月1日(火)から新たに、1ヶ月間定額でご利用いただけるPiTaPa登録型割引サービスを開始します。

事前にご登録いただくと、登録された220円又は210円運賃区間を1ヶ月間（毎月1日～末日）に何回ご乗車いただいても、1ヶ月間定額で定期券のようにご利用いただけます。

概要は、以下のとおりです。

1. サービス開始日（予定）

2016年3月1日(火) ※2016年2月16日(火)13時から登録可能。

2. 登録型割引の概要

お客様のご利用区間に合わせて、220円区間、210円区間のどちらか1つをご登録いただけます。

設定サービス	1ヶ月のお支払額※	適用区間
220円区間（全線）	9,240円	阪神バス一般路線全線 ※空港リムジンバス、高速バスでは登録型割引は適用されません。
210円区間	8,820円	

※hanica 大人普通通勤定期券（1ヶ月）の運賃に相当します。

※ご登録いただいた場合でも、1ヶ月間に一度もご利用がなければ、請求いたしません。

※阪急バスでのご利用分には当社の登録型割引は適用されません。

※210円区間をご登録いただいている場合、220円区間でのご利用分には登録型割引は適用されません（利用額割引（登録不要）が適用されます。）。

3. 登録方法

PiTaPa ホームページ (<http://www.pitapa.com/>) から PiTaPa 倶楽部にログインし、「登録型割引サービス照会・登録・取消」を選択し、以降のページで必要事項を登録いただきます。

※PiTaPa 倶楽部会員でない方は、会員登録（無料）が必要です。

4. その他

適用条件等の詳細については、阪神バスホームページをご覧ください。

※阪神バスホームページ <http://www.hanshin-bus.co.jp/>

5. お問い合わせ先

阪神バス株式会社 業務部 TEL：06-6416-1351（平日8：45～17：45）